

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和 7 年 1 2 月 1 日

下記の書類は当会 財 務 部 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

九州北部税理士会
会長 丸山 二也

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法 人 番 号	1 3 5 1 0 9
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	福岡県福岡市東区若宮 3 丁目 1 番 1 7 号 3 0 2 号室
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	石井 一行
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納税理士会費納付の督促について・・・・・・1 通	

【 注 意 】

九州北部税理士会滞納会費徴収整理細則（準則）第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。